

「胆振東部地震森林再生実施計画」(案)の概要

I. 趣 旨

- 平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震から3年6か月が経過。特に大きな被害が生じた厚真町、安平町、むかわ町では、今後、復興に向けた取組を加速化。そのためには、地震による被害としては明治以来最大とされる、広範囲にわたり大規模に崩壊した森林を一日も早く再生し、地域の林業・木材産業の復興につなげる必要。
- 「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議」では、森林造成の手法などを明らかにした「胆振東部地震被災森林復旧指針」(令和3年3月策定)に基づき、崩壊地の箇所ごとの具体的な復旧手法や路網整備の箇所などを明らかにする「胆振東部地震森林再生実施計画」を策定。
- 地域の関係者は、これまで以上に緊密に連携し、被災森林の所有者や地域住民の皆様に寄り添いながら、計画に基づく取組を着実に実施。

II. 森林再生の進捗状況

- 被災3町で約4,300haの森林が崩壊。また、崩落した土砂や樹木の堆積地が約600ha。
- これまで、人家や道路等に被害を与えた箇所の治山施設の整備や、幹線となる林道の復旧を優先的に実施。令和4年3月現在、131haの森林を復旧。

III. 森林再生の基本方針

復旧の優先順位の考え方

(森林の造成)

- ・ 森林の造成を進めるため、堆積地の被害木の整理等を優先して実施し、作業道を整備。土砂を安定させるため、速やかに植林を実施。
- ・ 崩壊斜面のうち傾斜が25度以下のものは植林を基本。その他について自然回復を基本。
- ・ 多目的ダムや道路、農地などに土砂が流出するおそれが高い箇所は緑化等を実施。

(林道等の復旧)

- ・ 人工林が集中し、崩壊地の森林造成と木材生産とを一体的かつ効率的に行える「路網整備の重点地域」等において、林業専用道や森林作業道を適切に組み合わせて整備。

事業推進の基本的な考え方

(森林の造成)

- ・ 復旧手法などを明らかにする「復旧提案書」を作成し、戸別訪問などにより所有者の意向を把握。
- ・ 所有者の経営意欲を喚起するため、国の事業や豊かな森づくり推進事業等を重点的に活用し、所有者の費用負担を軽減。
- ・ 所有者に経営管理を続ける意向がない場合は、森林経営管理制度を活用し、町が実施することを検討。
- ・ 治山事業等については、公益的機能の発揮の必要性などの優先度を踏まえて実施。

(林道等の復旧)

- ・ 林業専用道については木材の大量輸送に対応する施設として、森林作業道については森林の造成や被害木の搬出を効率的に進めるため、速やかに整備。

IV. 実施計画

■森林の造成の年度別事業量

(単位:ha)

区分	R4	R5	R6	R7	R8	小計	R9 ~	合計
被害木整理	115	115	102	105	74	511	82	593
植林	142	125	141	123	126	657	459	1,116
緑化等	8	42	17	14	11	92	11	103
植林・緑化計	150	167	158	137	137	749	470	1,219
自然回復	3,548							

■林道等の復旧の年度別事業量 (単位:km)

区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	合計
林業専用道	9	8	5	3	2	2	30
森林作業道	20	20	21	5	3	2	70
合計	29	28	26	8	5	4	100

※単位未満を四捨五入しているため、合計の値が一致しない場合がある。

V. 計画期間

- (森林の造成)令和4年度から令和8年度までの5か年に集中的に実施。
- (林道等の復旧)森林の造成に先行し、令和4年度から令和9年度までの6か年で実施。
- 復興連絡会議が進捗管理を行い、より実効性のある内容になるよう定期的に計画を見直し。

VI. 将来の姿

- 水源の涵養や国土の保全、木材等の生産など森林の有する多面的機能が十分に発揮され、ゼロカーボン北海道の実現にも貢献する、カラマツ等の針葉樹やミズナラ等の広葉樹が混じり合った胆振東部地域らしい森林を再生。
- 高性能林業機械やICTなどの先進的な技術を積極的に導入し、効率的な復旧や収益性の高い森林経営に取り組むなど、北海道らしいスマート林業を実現。